

「佐久総合病院 佐久医療センター」開院に伴う 新しい診療体制に関する Q & A

今月号の広報（平成26年2月号）でもお知らせをしましたが、佐久総合病院が中込中央区で建設を進めていた「佐久医療センター」が、3月1日、開院を迎えることとなります。

佐久医療センターは、救命救急など急性期の医療や、ガン・脳卒中・心臓病などの専門的な医療を中心に提供する病院であり、開院後には臼田の佐久総合病院（本院）の診療体制も変わってきます。

また、佐久医療センター開院を契機に、1次救急から3次救急まで切れ目のない医療提供が期待できる一方で、それぞれの医療機関が役割分担を明確にする必要があり、佐久医療センターでは、紹介患者を中心とした医療提供となります。

市では、佐久医療センター開院の際に、佐久地域で、市民の皆さんが混乱することなく円滑に医療提供が受けられるよう、市民の皆さんからお寄せいただいたご意見・ご質問（昨年11月、市が実施したアンケート等）を参考に疑問点としてまとめ、佐久総合病院から回答をいただきました。

この度、その内容を「Q & A」として取りまとめましたので、ご紹介いたします。

1. 佐久総合病院・佐久医療センターについて

【診療科・診療体制について】

《質問1》 佐久医療センターと佐久総合病院（本院）の診療科のすみ分けについて、病院に掲示されているチラシだけでは理解できないので、他にわかりやすく説明をしたものがあれば教えてほしい。

《回答》 診療科のすみ分けについては、わかりにくく、ご迷惑をおかけしております。今のところ院内に掲示してありますポスターやチラシが最もわかりやすくお示しできるものと考えています。

診療科は、大きく以下の3つに分かれます。

①佐久医療センターでのみ行う診療科 ②本院でのみ行う診療科 ③佐久医療センターと本院の両方で診療を行う診療科 です。③については、主治医や病状によってどちらの病院で診療を行うかが決まりますので、現在の主治医にお問い合わせください。

《質問2》 佐久医療センターで受けられる専門医療とは、どのようなもので、どの程度の病気が対象となるのか。

《回答》 佐久医療センターでは、主に救急医療、がん診療、心臓疾患治療や脳卒中も含めた脳疾患治療、分娩とそれに伴う新生児や未熟児などの小児科診療を行います。いずれも、命に関わるような救急医療や高度で複雑な専門医療です。治療を終え、ある程度症状が安定してきましたら、地域の「かかりつけ医」にご紹介させていただきます。

《質問3》 現在佐久総合病院で、複数科にまたがり診療を受けているが、佐久医療センター開院後も、引き続き一か所で診察をしてもらえるのか。

《回答》 佐久総合病院（本院）では外来診療を行わない診療科もあります。

また、これとは逆に佐久医療センターで診療を行わない診療科もあります。

複数科にまたがる併科（二つ以上の診療科）受診の場合には、診療科の組み合わせによっては、一か所で診察できない場合も出てきます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしく願いいたします。

《質問4》 現在の主治医が佐久医療センターでの勤務になった場合は、佐久医療センターで引き続き診療を受けることになるのか。

《回答》 現在の主治医が佐久医療センターでの勤務になった場合は、佐久医療センターでの診療となります。しかし、病状がおちついている場合などは、近隣の医療機関にご紹介をさせていただいております。詳しくは、主治医にご相談ください。

《質問5》 佐久総合病院での医師や看護師不足が心配されるが、分割後のスタッフ体制は大丈夫か。

《回答》 医師、看護師確保には病院をあげて全力で取り組んでおります。今後も、地域の医療を守るべく、医師・看護師確保に全力で取り組んでまいります。

【小児医療について】

《質問6》 佐久医療センターと本院における小児科外来の診療体制はどうなりますか。

《回答》 佐久医療センターでは、紹介外来と小児の専門外来（内分泌、神経発達、新生児、循環器、アレルギー、予防接種、乳児検診）を行います。専門外来は予約制です。

本院では、一般外来（予約なし）、児童精神外来、発達外来の一部、予防接種を予約制で行います。

《質問7》 子供の時間外の急患は、佐久医療センターで対応してもらえるのか。

《回答》 時間外の急患は、佐久医師会が実施している「休日当番医」や浅間総合病院内に開設している「休日小児科急病診療センター」「平日夜間急病診療センター」をまず受診してください。佐久医療センターでは、救急車等で来院された重症の小児と他施設からの紹介患者を24時間体制で受け入れをします。

【産科について】

《質問8》 本院には産婦人科がなく、一方で、佐久医療センターは紹介型の病院であるとするならば、妊娠の初診やその後の妊婦検診は、どこで対応してくれるのか。

《回答》 「みんなで支えよう！佐久のお産ネットワーク」（佐久小産北佐久産科医会）では、佐久地域で分娩ができる医療機関を支え、安心してお産ができる地域を守るために、妊娠の初診（妊娠検査）や8ヶ月までの妊婦健診は最寄りの産科施設で、9ヶ月以降の妊婦健診とリスク管理が必要な分娩は、分娩を行う病院で役割分担をして上手に産科医療機関を利用していただくことを推進しています。

その中で、佐久医療センターは、妊娠の初診^{※1}や妊婦健診も診療いたしますが「地域周産期母子医療センター^{※2}」としての機能が十分発揮できるように、できるだけ妊娠の初診や8ヶ月までの妊婦健診等は最寄りの産科施設で受けていただくようご協力をお願いいたします。

※1 紹介状のない初診は、特別な初診料（初診時保険外併用療養費）が別途かかります。

※2 「周産期」とは、お産を含めたその前後の期間のことです。地域周産期母子医療センターは、長野県内には10病院が指定を受け、佐久地域では佐久医療センターのみが指定を受けています。

《質問9》 佐久医療センターは、例えば早産など、出産の際に胎児や母体に危険が及ぶようなリスクの高い分娩に対し専門的な対応を行う病院であると聞いているが、普通の分娩には対応しないのか。対応しないとすると、どこで対応してくれるのか。

《回答》 ご質問のとおり、佐久医療センターは「地域周産期母子医療センター」の指定を受け、リスクの高い妊娠管理や分娩、および高度な新生児医療を優先的に診療いたしますが、一般分娩も行います。

【紹介型の病院】

《質問10》 佐久医療センターは、なぜ紹介状がないと診てもらえないのか。

《回答》 佐久医療センターの役割は、クリニックや一般病院では診療が出来ない難しい疾患や高度な医療機器を使った治療や精密検査を行うことです。かぜや腹痛などの多くの軽症患者の診療に追われて、入院患者や症状の重い患者の治療に手がまわらないといった事態を避けることが必要です。

東京など、都会の病院に行かなくても、佐久地域で難しい病気の治療ができるように、クリニックや一般病院と役割分担をし、高度急性期医療を提供する佐久医療センターは紹介型の病院とさせていただきました。

また、手術や処置・検査がスケジュール通り行えるよう、原則として予約制にて診療を行わせていただきます。

《質問11》 佐久医療センターへ紹介状を持たずに行った場合、どのような対応をしてもらえるのか。(最終的な診察場所、料金など)

《回答》 佐久医療センターでは、紹介や予約の患者さんを優先的に診療いたしますので、紹介状や予約がない場合には、せっかく来院していただいても、当日の診療はできないことがあります。その場合には、予約をお取りして別の日に来院していただくこととなります。さらに紹介状がない場合には、特別な初診料(初診時保険外併用療養費)をお支払いしていただくこととなります。

しかし、医師や看護師により緊急性や専門性が高くすぐに診療が必要と判断された場合には、当院で決めた適切な医師を受診していただくこととなります。

緊急性や専門性が低い場合や、佐久医療センターで外来診療を行っていない診療科については、地域のクリニックなどを「かかりつけ医」として薦めさせていただきます。

佐久医療センターの適切なご利用について、何卒ご理解のほどお願いいたします。

《質問12》 他の医療機関にお願いをして紹介状を書いてもらえば、どのような病気でも佐久医療センターで診療してもらえるのか。

《回答》 紹介状をお持ちであれば佐久医療センターで予約をお取りのうえ診療をさせていただきます。(緊急紹介は予約不要)

診療後、症状が安定したり、高度急性期の治療を必要としない場合には、ご紹介をいただいた「かかりつけ医」へお戻りいただくよう逆紹介させていただきます。

ただし、紹介状があっても佐久医療センターで外来診療を行っていない診療科へのご紹介は対応いたしかねますのでご了承ください。

《質問13》 本院をかかりつけ医療機関としているが、佐久医療センターを受診することになった場合は、本院から紹介状をもらって、佐久医療センターを受診するのか。

《回答》 主治医が同じであれば紹介状は必要ありません。診療科や主治医が異なる場合は、紹介状が必要になります。

《質問14》 佐久医療センターでは、紹介患者は、優先的に診てもらえるのですか。

《回答》 各診療科または、各医師は紹介患者を優先的に予約を入れるように予約枠を設けております。これにより、一般の予約患者よりも診察日までのお待ちになる期間が短くなります。

ただし、当日の診療は予約時間に従い順番に診療を行わせていただきます。

《質問15》 本院へ初診でかかる場合、紹介状は必要か。

《回答》 本院の場合、紹介状は必ずしも必要ではありません。しかし、かかりつけ医がいる場合には、普段の診療状況がわかる紹介状をできるだけ持参していただくことが望ましいです。

本院は、紹介状がなくても特別な初診料(初診時保険外併用療養費)はいただきません。

【その他】

《質問16》 人間ドックの体制は、どのようなになるのか。

《回答》

- ① 人間ドックは、佐久総合病院の本院で引き続き行います。
- ② 胃の検査の基本はバリウム検査となります。過去の内視鏡検査の胃粘膜の状態を医師が参照し、胃の病気が発生しやすい方を優先に胃内視鏡検査を行います。*ご希望での胃内視鏡検査はできなくなります。
- ③ 今後、一泊ドックを減らし、日帰りドックを増やす方向です。
- ④ 日帰りドックの婦人科検診(子宮細胞診)は、オプション(任意申し込み)検査となり、別日、佐久医療センターでの検査となる場合があります。*一泊ドックは今までと同様です。

《質問17》 佐久総合病院本院 ⇔ 佐久医療センター間の移動には、バスなどの交通手段が用意されているのか。

《回答》 佐久総合病院（本院）と佐久医療センターの間でシャトルバスの運行を検討しています。ダイヤ等詳細が決まりましたら、院内に掲示しご案内させていただきます。

《質問18》 広報11月号で、（佐久医療センターでは）「救急時を除き、紹介状のない初診の場合は、別途料金を加算する。」と書いてあったが、通常の初診料と違うのか。また、いくら徴収されるのか。

《回答》 通常の初診料は国の定める診療報酬制度で決められた料金をお支払いいただいております。例えば、昼間の受診であれば1割負担の方は270円、3割負担の方は810円をお支払いいただいております。（平成26年4月以降は変更となる可能性があります。）

ご質問にある「救急時を除き、紹介状のない初診の場合は、別途料金を加算する。」は、正式には「初診時保険外併用療養費」と言います。ベッド数が200床以上の病院が独自に決めることのできる料金です。（厚生局への届け出が必要）

佐久医療センターでは、この「初診時保険外併用療養費」は3,000円（税別）に決まりました。ただし、以下の場合には、徴収はいたしません。

- ・紹介状をお持ちの患者
- ・救急車で救急搬送された患者
- ・公費医療（生活保護法、特定疾患（難病）、自立支援法など）の方
- ・緊急、やむを得ない場合

なお、佐久総合病院（本院）では、平成26年3月1日以降、この「初診時保険外併用療養費」は徴収しないことになっています。

2. その他の医療について

《質問19》 救急の場合の搬送先は、誰が判断するのか。

《回答》 救急隊員が患者さんの状態を観察し、搬送先を判断します。救急救命士という医療知識を持つ隊員も増えており、適切な判断をする教育を受けています。

《質問20》 紹介状は、紹介料として別途費用がかかりますか。

《回答》 紹介状の料金は国の定める診療報酬制度で「診療情報提供料」として決められた料金をお支払いいただいております。例えば、外来では1割負担の方は250円、3割負担の方は750円をお支払いいただいております。（平成26年4月以降は変更となる可能性があります。また、画像データや検査の資料により加算が発生する場合があります。）

ただし、佐久医療センター、本院、小海分院などの長野県厚生連の病院間での紹介については、料金は規則によりいただいております。

《質問21》 紹介された患者の病状データ等は、どのように紹介先の医療機関に伝わるのか。

《回答》 紹介状（診療情報提供書）に記載したり、レントゲンなどの画像は主にCDにデータを入れます。受診の際には必ずご持参ください。また、紹介状をご予約をお取りする際に事前にFAXなどで紹介元の医療機関から送っていただき、内容を確認したうえで予約をお取りすることが多くなっていますが、診療の当日に原本をご持参ください。最近では、患者さんやご家族の同意のうえ、一部でITネットワークを使用し情報共有できるシステムを利用している場合もあります。